

**令和元年度
宇都宮市民シティプロモーション
支援事業
募 集 要 項**

**令和元年7月
宇都宮ブランド推進協議会**

1 趣旨

本事業では、宇都宮ブランド戦略指針に掲げる「市民の誇りの醸成」と「市外からの憧れの獲得（来訪意欲）」をより一層促進するために、市民自らが、新しい視点で宇都宮の魅力を発見・発信する事業で、波及効果が期待できる活動を支援しています。

本年は、各種メディアや調査で全国上位に度々取り上げられる「共働き子育てしやすい街」「住みよさ」「SDGs（持続可能な開発目標）先進度」といった宇都宮市の魅力を発見・発信する事業を支援します。

2 募集内容

(1) 対象事業

- ・「共働き子育てしやすい街」「住みよさ」「SDGs先進度」について、メディアの関心も惹きつけることが期待できるような事業
 - ・「共働き子育てしやすい街」「住みよさ」「SDGs先進度」について、他の宇都宮の魅力と連携させることなどによって、宇都宮の魅力が10倍になるような事業
 - ・事業主体が様々な広報媒体を活用して、「共働き子育てしやすい街」「住みよさ」「SDGs先進度」の魅力を全国に発信し、拡散していくような事業
- ※ この事業を契機として、継続的に本市の魅力を発信することができ、令和2年3月31日までに事業の実施及び報告を行うことができる事業

【期待する事業例】

- ・「共働き子育てしやすい街」で活躍する市民や制度を取り上げた記事や動画、絵本などの作成及び拡散
- ・「住みよさ」について、市民の声が全国に向けて発信されるような仕掛けを含むイベント
- ・「SDGs先進度」について、関係するイベントと連携して世界に向けて情報発信する取組

※ 他の制度による補助金等を受けている事業や公序良俗に反する事業、宗教的・政治的な活動、暴力団及びその構成員が関係している事業、その他会長が適当でないとする事業は、対象としません。

(2) 対象団体等

次のいずれかに該当するものを対象とします。

【学生団体の場合】

構成メンバーのうち4/5が本市に在籍する学生で構成されている団体（以下「学生団体」という。）

【事業者、各種団体の場合】

本市に活動の拠点を置く団体や事業者、個人事業主

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に該当する法人で、同法別表に掲げる活動を行う市内に所在するもの

※ 政治的活動や宗教的活動を行う団体、暴力団等の反社会的な団体は、対象としない。

3 支援内容

(1) 補助金の交付

対象別	補助率等
学生団体の場合	補助対象経費の9/10 上限50万円
事業者、各種団体の場合	補助対象経費の1/2 上限100万円

※ 補助対象経費は、事業実施にかかる直接経費です。団体等の運営維持経費や経常的な活動経費、構成員の人件費、構成員の飲食費などは対象になりません（詳細は、7ページのとおり）。

(2) PR支援

宇都宮ブランド推進協議会や同協議会市民シティプロモーション支援事業事務局（株式会社ブランド総合研究所）のホームページのほか、宇都宮市役所ホームページ、各種市政番組（ラジオ等）、プレスリリース等

(3) 宇都宮市民シティプロモーションゴールドマークの交付

成果発表をもとに、事業を完了した助成団体に交付します。

(4) 宇都宮市民シティプロモーションアドバイザーによる定期的な支援

事業実施に必要な人的ネットワークの紹介や、まちづくりやメディアなどの専門家からアドバイスを行うなどの支援を必要に応じて行います。

4 応募申請について

(1) 応募申請書の配布

応募申請書等は、市役所本庁舎に設置するほか、以下ホームページからもダウンロードできます。

地域ブランドNEWS（市民シティプロモーション支援事業事務局HP）

: http://tiiki.jp/news/01_news/4382.html

(2) 応募期間・申請書提出

令和元年7月1日（月）から令和元年7月31日（水）正午まで

※ 郵送の場合、締切日必着。締切後の提出は、受け付けません。

下記(3)の提出書類を作成し、郵送又は持参により下記へ提出してください。直接持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までの間にお越しください。最終日の7月31日（金）は、正午締切になりますのでご注意ください。

(3) 提出書類

- ・ 応募申請書（様式1）
- ・ 事業計画書（様式2）
- ・ 収支予算書（様式3）
- ・ 団体等の概要（様式4）
- ・ 組織の運営に関する規約、会則、定款その他これらに準ずる書類（学生団体を除く。）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

宇都宮ブランド推進協議会 市民シティプロモーション支援事業事務局
(宇都宮市役所3階広報広聴課内)

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5

(6) 応募に対する問合せ

応募に関する問合せは、市民シティプロモーション支援事業事務局にて対応します。

問合せ先

TEL: 03-3539-3011 (株式会社ブランド総合研究所)

E-mail: yukai@tiiki.jp

(7) その他

- ・提出いただいた応募申請書等は、返却しません。
- ・応募申請書等の記載内容に不明な点がある場合は、シティプロモーション支援事業事務局が確認します。
- ・著作権許諾等にかかる諸手続は、申請者において行ってください。
- ・事業を実施するうえで、他団体との協力が必要な場合は、申請する前に当該団体に連絡し、必ず承諾を得てください。
- ・申請事業におけるイベントの開催等で、公共物（道路・公園・施設等）や他団体の所有物を使用する際は、事前に所有物の管理者やその他関係する団体に確認の上、申請者が必ず許可等を受けてください。

5 審査・選考

(1) 【第1次審査】書類審査

- ・提出された応募申請書等を審査・選考します。

(2) 【第2次審査】プレゼンテーション審査

- ・プレゼンテーションは、原則公開で行います。（非公開を希望する場合はご相談ください。）
- ・プレゼンテーションは、提出した応募申請書を基に10分～15分程度行っていただきます。
- ・選定委員会の委員により審査を行います。
- ・プレゼンテーション用の追加資料がある場合は、事前に以下の提出先まで提出してください。

提出部数：10部

提出期限：令和元年8月15日（木）

<プレゼンテーション用 追加資料提出先>

宇都宮ブランド推進協議会 市民シティプロモーション支援事業事務局
(宇都宮市役所3階広報広聴課内)

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5

※ 郵送又は持参により提出してください。郵送の場合、締切日必着。締切後の提出は、受け付けません。直接持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までの間にお越しください。

(3) 審査基準

◎ 1次審査内容

No.	審査項目	
①	実現性	組織体制，事業計画，収支予算，スケジュールが具体的であり，事業実現が可能であるか。
②	話題性	本市の魅力や優位性が全国に拡散されること等が期待できるか。
③	創造性	想像もしなかった視点や技術を活用するなど，事業内容に創意工夫や独創性があり，魅力的な付加価値があるか。

◎ 2次審査内容

No.	審査項目	
①	実現性	組織体制，事業計画，収支予算，スケジュールが具体的であり，事業実現が可能であるか。
②	話題性	本市の魅力や優位性が全国に拡散されること等が期待できるか。
③	創造性	想像もしなかった視点や技術を活用するなど，事業内容に創意工夫や独創性があり，魅力的な付加価値があるか。
④	新規性	宇都宮の新たな魅力の発見や，宇都宮の地域資源を新たな視点で活用できる活動であるか。
⑤	事業効果	事業内容が宇都宮のシティプロモーションとして効果的なものか。
⑥	継続性	補助事業終了後も本市の魅力の発信が継続できるか。

(4) 選定結果の公表

- ・ 内定者であっても，事業内容及び経費計画の作成において不備等がある場合は，選定取消しとなる場合があります。
- ・ 選考結果については，申請者全員に文書で通知いたします。選考結果についての個別のお問合せには応じかねます。
- ・ 選定結果は，宇都宮ブランド推進協議会，市民シティプロモーション支援事業事務局及び宇都宮市のホームページに掲載します。

(5) 内定者に本申請書の提出

- ・ 選定委員会の結果をもとに宇都宮ブランド推進協議会より内定の連絡をします。
- ・ 内定者には，実施内容について当協議会及び専門家のアドバイスの上，詳細な事業内容及び経費計画を作成し，補助金交付申請手続きを行っていただきます。
- ・ 事業内容及び経費計画書を協議会で承認が下り次第，事業開始となります。

6 補助金交付の流れ

(1) 補助金の交付申請・交付（概算払い）

- ・ 選定された事業の代表者は、補助金交付申請手続を行います。
- ・ 補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付額を決定し、約1か月後に、概算払いにて補助金を交付します。

(2) 事業報告

令和2年3月31日(火)までに実施報告書に以下の添付書類を添えて提出してください。
その前の事業報告会にて、成果発表を行っていただきます。

【添付書類】

- ・ 事業報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 写真等事業内容が確認できる書類
- ・ 領収書又は収支を証する書類の写し

(3) 補助金額の確定・精算

- ・ 団体等の代表者は、事業終了後、市民シティプロモーション支援事業事務局へ実績報告書等を提出し、精算を行います。
- ・ 提出された実績報告書等については、宇都宮ブランド推進協議会が、その内容を確認、審査し、補助金の額を確定します。
- ・ 概算払額より精算額が少ない場合は、その差額を戻入していただきます。
- ・ 不足分が生じても、補助金額は、当初の補助金交付決定額が上限となります。

(4) 事業の中止・変更

- ・ やむを得ない理由により事業を中止する場合、又は事業計画を変更する場合は、事前に市民シティプロモーション支援事業事務局にご連絡ください。

(5) 関係書類の整理等

- ・ 補助金の交付決定を受けた団体等は、必要に応じて補助対象事業専用の口座をご用意ください。
- ・ 補助金対象経費以外には、本補助金を充てることができませんので、補助対象事業専用の会計帳簿（予算書、決算書、出納簿等）を整理し管理してください。市民シティプロモーション支援事業事務局から求められた場合には、提出できるようにしておいてください。また、その会計帳簿（予算書、決算書、出納簿等）や証拠書類（領収書、振込証明、通帳等）は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておいてください。

(6) その他

- ・ 申請内容に虚偽の記載があることが判明した場合、事業が履行されなかった場合、補助金を不正に使用した場合は、補助金の交付決定を取り消し、返金頂きます。
- ・ 事業を実施する際には、宇都宮ブランド推進協議会の補助金により実施されていることを事業に係る印刷物や映像等に明示してください。
- ・ 成果品の著作権は、基本的に製作者に帰属するものとしますが、宇都宮市や宇都宮ブラン

ド推進協議会が実施する事業においては、無償で使用できるものとします。また、期限は設けないものとします。

・必ず構成員の中より情報発信担当（Facebook などの書き手）を選定してください。

7 スケジュール

令和元年7月 1日（月）	募集開始
7月31日（水）	応募申請書の提出締切（正午まで） 第1次書類審査
8月 9日（金）	第1次審査結果通知
8月20日（火）	第2次プレゼンテーション審査
8月23日（金）	第2次プレゼンテーション審査結果通知・対象団体決定通知
8月下旬～	補助金交付申請 → 補助金交付決定通知 事業開始
9月～3月	事業遂行 各種支援・中間報告・事業成果報告会
令和2年3月31日（火）	実施報告書の提出締切

※ スケジュールは、あくまで予定であり、やむを得ない事情によって、日程を変更させていただく場合がありますので、ご了承ください。

補助対象経費

支出項目	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	<ul style="list-style-type: none"> 講師，専門家，出演者，ボランティア等への謝礼 等 	<ul style="list-style-type: none"> 事務職員の経常的な雇用経費（人件費） 団体構成員が講師等を務める場合の謝礼 団体構成員のみが参加する学習会等のための講師への謝礼 等
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 講師，専門家，出演者，ボランティア等への交通費・宿泊費 イベント出展等への交通費・宿泊費 等 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 文具等の消耗品 ノベルティ 等 ※1品1万円未満の物品	
備品費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に必要不可欠なもの 	<ul style="list-style-type: none"> パソコンやカメラなど，汎用性の高い製造用器具類や事務機器類 等
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ポスター，チラシ等の印刷費 コピー代 等 	
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> 講師等に対する飲食代 等 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員の会議や交流会での飲食代
役務費	<ul style="list-style-type: none"> 広告料 保険料 講師等への謝金の振込手数料 等 	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 切手，はがき，郵送料 等 ※切手，はがき等を購入される場合は必要な枚数だけの購入としてください。	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に必要な専門的知識，技術等を要する一部の業務についての委託 等 	
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 会議室，会場等の使用料 機器類の賃借料 バスの借り上げ料 等 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他，事業の実施のために必要な経費で，会長が必要かつ適切と認めた経費（補助対象費用となるかは，個別に経費の内容を審査します。） 	<ul style="list-style-type: none"> 他団体等への補助金としての支出 商品券など金券等の購入 土地の取得，造成及び補償に関する経費 団体の経常的な運営に関する経費（家賃，電話料，事務所賃借料等） 領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費 社会通念上適切でないと認める経費

※ すべての支出について，事業に直接関係のない支出は，対象となりません。